

(第1条関係)工業標準化法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例新旧対照表

現行	改正案
<p>～略～</p> <p>附 則</p> <p>この条例は、<u>平成31年</u>7月1日から施行する。</p>	<p>～略～</p> <p>附 則</p> <p>この条例は、<u>令和元年</u>7月1日から施行する。</p>

(第2条関係)寒川町議会政務活動費の交付に関する条例新旧対照表

現行	改正案
<p>～略～</p> <p><u>別記様式(第9条関係)</u></p> <p>[別添のとおり]</p> <p>～略～</p>	<p>～略～</p> <p><u>別記様式(第9条関係)</u></p> <p>[別添のとおり]</p> <p>～略～</p>

(第3条関係)寒川町特別職の職員の給与に関する条例新旧対照表

現行	改正案
<p>～略～</p> <p>(制定附則)</p> <p>附 則</p> <p>1～23 (略)</p> <p>24 <u>平成31年</u>6月に支給する期末手当についての第4条第2項の規定の適用については、同項中「100分の215」とあるのは「100分の200」とする。</p> <p>～略～</p>	<p>～略～</p> <p>(制定附則)</p> <p>附 則</p> <p>1～23 (略)</p> <p>24 <u>令和元年</u>6月に支給する期末手当についての第4条第2項の規定の適用については、同項中「100分の215」とあるのは「100分の200」とする。</p> <p>～略～</p>

(第4条関係)寒川町町税条例新旧対照表

現行	改正案
<p>～略～</p> <p>(制定附則)</p> <p>附 則</p> <p>1～7 (略)</p> <p>(平成30年度から<u>平成32年度</u>までの各年</p>	<p>～略～</p> <p>(制定附則)</p> <p>附 則</p> <p>1～7 (略)</p> <p>(平成30年度から<u>令和2年度</u>までの各年</p>

度分の用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する固定資産税及び都市計画税の経過措置)

8 地方税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第3号)附則第22条第1項の規定に基づき、平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税及び都市計画税については、法附則第18条の3及び第25条の3の規定は、適用しない。

9～12 (略)

(個人の町民税の税率の特例等)

13 平成26年度から平成35年度までの各年度分の個人の町民税に限り、均等割の税率は、第10条の規定にかかわらず、同条に規定する額に500円を加算した額とする。

14 (略)

(平成30年度分及び平成31年度分の軽自動車税の税率の特例)

15 次の各号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第29条の規定の適用については、当該軽自動車平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定(以下この項において「初回車両番号指定」という。)を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、当該各号に掲げる軽自動車の区分に応じ、当該各号に掲げる表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表右欄に掲げる字句とする。

(1)～(3) (略)

～略～

度分の用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する固定資産税及び都市計画税の経過措置)

8 地方税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第3号)附則第22条第1項の規定に基づき、平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税及び都市計画税については、法附則第18条の3及び第25条の3の規定は、適用しない。

9～12 (略)

(個人の町民税の税率の特例等)

13 平成26年度から令和5年度までの各年度分の個人の町民税に限り、均等割の税率は、第10条の規定にかかわらず、同条に規定する額に500円を加算した額とする。

14 (略)

(平成30年度分及び令和元年度分の軽自動車税の税率の特例)

15 次の各号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第29条の規定の適用については、当該軽自動車平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定(以下この項において「初回車両番号指定」という。)を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和元年度分の軽自動車税に限り、当該各号に掲げる軽自動車の区分に応じ、当該各号に掲げる表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表右欄に掲げる字句とする。

(1)～(3) (略)

～略～

(第5条関係)寒川町町税条例の一部を改正する条例新旧対照表

現行	改正案
～略～	～略～
附 則	附 則
1 (略)	1 (略)
(経過措置)	(経過措置)
2 この条例による改正後の寒川町町税条例附則第8項の規定は、平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税及び都市計画税について適用し、平成29年度分までの固定資産税及び都市計画税については、なお従前の例による。	2 この条例による改正後の寒川町町税条例附則第8項の規定は、平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税及び都市計画税について適用し、平成29年度分までの固定資産税及び都市計画税については、なお従前の例による。

(第6条関係)寒川町町税条例等の一部を改正する条例新旧対照表

現行	改正案
～略～	～略～
附 則	附 則
1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。	1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
(1)・(2) (略)	(1)・(2) (略)
(3) 第1条中寒川町町税条例目次、第8条、第13条及び第14条の改正規定、第28条の前に3条を加える改正規定、第28条から第34条まで、第41条及び附則第12項の改正規定並びに附則に7項を加える改正規定並びに第3条及び第4条の規定 <u>平成31年</u> 10月1日	(3) 第1条中寒川町町税条例目次、第8条、第13条及び第14条の改正規定、第28条の前に3条を加える改正規定、第28条から第34条まで、第41条及び附則第12項の改正規定並びに附則に7項を加える改正規定並びに第3条及び第4条の規定 <u>令和元年</u> 10月1日
2・3 (略)	2・3 (略)
(町民税に関する経過措置)	(町民税に関する経過措置)
4 この条例による改正後の寒川町町税条例(以下「新条例」という。)第13条及び第14条の規定は、 <u>平成31年</u> 10月1日以後に開始する事業年度分の法人の町民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の町民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の町民税及び同日前に開始した連結事業年度	4 この条例による改正後の寒川町町税条例(以下「新条例」という。)第13条及び第14条の規定は、 <u>令和元年</u> 10月1日以後に開始する事業年度分の法人の町民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の町民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の町民税及び同日前に開始した連結事業年度

<p>分の法人の町民税については、なお従前の例による。</p> <p>(軽自動車税に関する経過措置)</p> <p>5 新条例の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、<u>平成31年10月1日</u>以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。</p> <p>6 新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、<u>平成32年度</u>以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、<u>平成31年度分</u>までの軽自動車税については、なお従前の例による。</p> <p style="text-align: center;">～略～</p>	<p>分の法人の町民税については、なお従前の例による。</p> <p>(軽自動車税に関する経過措置)</p> <p>5 新条例の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、<u>令和元年10月1日</u>以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。</p> <p>6 新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、<u>令和2年度</u>以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、<u>令和元年度分</u>までの軽自動車税については、なお従前の例による。</p> <p style="text-align: center;">～略～</p>
---	--

(第7条関係)地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例新旧対照表

現行			改正案		
<p>地方税法(昭和25年法律第226号)第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人(特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。以下同じ。)及び当該特定非営利活動法人に係る寒川町町税条例(昭和60年寒川町条例第16号)第14条の2第2項の期間を次の表のとおり定める。</p>			<p>地方税法(昭和25年法律第226号)第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人(特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。以下同じ。)及び当該特定非営利活動法人に係る寒川町町税条例(昭和60年寒川町条例第16号)第14条の2第2項の期間を次の表のとおり定める。</p>		
特定非営利活動法人の名称	主たる事務所の所在地	寒川町町税条例第14条の2第2項の期間	特定非営利活動法人の名称	主たる事務所の所在地	寒川町町税条例第14条の2第2項の期間
特定非営利活動法人トムトム	茅ヶ崎市萩園2336番地2	平成30年1月1日から平成34年12月31日まで	特定非営利活動法人トムトム	茅ヶ崎市萩園2336番地2	平成30年1月1日から令和4年12月31日まで
～略～			～略～		

(第8条関係)寒川町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

現行	改正案
<p>～略～</p> <p>(制定附則)</p> <p>附 則</p> <p>第1条 (略)</p> <p>(職員に関する経過措置)</p> <p>第2条 この条例の施行の日から<u>平成32年</u>3月31日までの間、第10条第3項の規定の適用については、同項中「<u>修了したもの</u>」とあるのは、「<u>修了したもの(平成32年3月31日までに修了することを予定している者を含む。)</u>」とする。</p> <p>～略～</p>	<p>～略～</p> <p>(制定附則)</p> <p>附 則</p> <p>第1条 (略)</p> <p>(職員に関する経過措置)</p> <p>第2条 この条例の施行の日から<u>令和2年</u>3月31日までの間、第10条第3項の規定の適用については、同項中「<u>修了したもの</u>」とあるのは、「<u>修了したもの(令和2年3月31日までに修了することを予定している者を含む。)</u>」とする。</p> <p>～略～</p>

(第9条関係)寒川町国民健康保険条例の一部を改正する条例新旧対照表

現行	改正案
<p>～略～</p> <p>附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 この条例による改正後の寒川町国民健康保険条例第16条の6及び第20条の規定は、<u>平成31年度</u>以後の年度分の保険料について適用し、平成30年度分までの保険料については、なお従前の例による。</p>	<p>～略～</p> <p>附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 この条例による改正後の寒川町国民健康保険条例第16条の6及び第20条の規定は、<u>令和元年度</u>以後の年度分の保険料について適用し、平成30年度分までの保険料については、なお従前の例による。</p>

(第10条関係)寒川町介護保険条例新旧対照表

現行	改正案
<p>～略～</p> <p>(保険料率)</p> <p>第6条 平成30年度から<u>平成32年度</u>までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者(介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。))</p>	<p>～略～</p> <p>(保険料率)</p> <p>第6条 平成30年度から<u>令和2年度</u>までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者(介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。))</p>

<p>第9条第1号に規定する者をいう。以下同じ。)の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p>2 前項第1号に該当する第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成31年度及び<u>平成32年度</u>における保険料率は、同号の規定にかかわらず、23,130円とする。</p> <p>3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成31年度及び<u>平成32年度</u>における保険料率について準用する。この場合において、前項中「23,130円」とあるのは、「37,010円」と読み替えるものとする。</p> <p>4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成31年度及び<u>平成32年度</u>における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「23,130円」とあるのは、「44,720円」と読み替えるものとする。</p> <p style="text-align: center;">～略～</p>	<p>第9条第1号に規定する者をいう。以下同じ。)の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p>2 前項第1号に該当する第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成31年度及び<u>令和2年度</u>における保険料率は、同号の規定にかかわらず、23,130円とする。</p> <p>3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成31年度及び<u>令和2年度</u>における保険料率について準用する。この場合において、前項中「23,130円」とあるのは、「37,010円」と読み替えるものとする。</p> <p>4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成31年度及び<u>令和2年度</u>における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「23,130円」とあるのは、「44,720円」と読み替えるものとする。</p> <p style="text-align: center;">～略～</p>
--	---

(第11条関係)寒川町介護保険条例の一部を改正する条例新旧対照表

現行	改正案
～略～	～略～
附 則	附 則
1 (略)	1 (略)
(経過措置)	(経過措置)
2 この条例による改正後の第6条第2項から第4項までの規定は、 <u>平成31年度分</u> の保険料から適用し、平成30年度分までの保険料については、なお従前の例による。	2 この条例による改正後の第6条第2項から第4項までの規定は、 <u>令和元年度分</u> の保険料から適用し、平成30年度分までの保険料については、なお従前の例による。

(第12条関係)寒川町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例新旧対照表

現行	改正案
<p>～略～</p> <p>附 則</p> <p>1・2 (略)</p> <p>(管理者に係る経過措置)</p> <p>3 <u>平成33年</u>3月31日までの間は、第6条第2項の規定にかかわらず、介護支援専門員(介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員を除く。)を管理者とすることができる。</p> <p>～略～</p>	<p>～略～</p> <p>附 則</p> <p>1・2 (略)</p> <p>(管理者に係る経過措置)</p> <p>3 <u>令和3年</u>3月31日までの間は、第6条第2項の規定にかかわらず、介護支援専門員(介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員を除く。)を管理者とすることができる。</p> <p>～略～</p>

(第13条関係)寒川町企業等の立地促進に関する条例新旧対照表

現行	改正案
<p>～略～</p> <p>(制定附則)</p> <p>附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>(この条例の失効)</p> <p>2 この条例は、<u>平成33年</u>3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前に行われた立地については、この条例は、同日後も、なおその効力を有する。</p> <p>～略～</p>	<p>～略～</p> <p>(制定附則)</p> <p>附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>(この条例の失効)</p> <p>2 この条例は、<u>令和3年</u>3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前に行われた立地については、この条例は、同日後も、なおその効力を有する。</p> <p>～略～</p>

(第14条関係)寒川町道路占用料条例の一部を改正する条例新旧対照表

現行	改正案
<p>～略～</p> <p>附 則</p> <p>1・2 (略)</p>	<p>～略～</p> <p>附 則</p> <p>1・2 (略)</p>

<p>3 施行日前に占用の許可を受け、かつ、施行日において現に占用を継続している物件(以下「既存物件」という。)の<u>平成31年度</u>以後の年度における占用料の額は、当該年度の前年度における当該既存物件に係る1年あたりの占用料の額に1.2を乗じて得た額(以下「調整額」という。)が、新条例第2条の規定による当該既存物件に係る1年当たりの占用料の額に達するまでの間、同条の規定にかかわらず、調整額とする。</p>	<p>3 施行日前に占用の許可を受け、かつ、施行日において現に占用を継続している物件(以下「既存物件」という。)の<u>令和元年度</u>以後の年度における占用料の額は、当該年度の前年度における当該既存物件に係る1年あたりの占用料の額に1.2を乗じて得た額(以下「調整額」という。)が、新条例第2条の規定による当該既存物件に係る1年当たりの占用料の額に達するまでの間、同条の規定にかかわらず、調整額とする。</p>
--	---

(改正附則)

現行	改正案
	<p><u>附 則</u> この条例は、公布の日から施行する。</p>



(現行)

(改正案)

別記様式(第9条関係)

別記様式(第9条関係)

平成 年 月 日

\_\_\_\_ 年 月 日

寒川町議会議長 様

寒川町議会議長 様

〔会派名〕又は(議員名) ㊟  
〔経理責任者〕

〔会派名〕又は(議員名) ㊟  
〔経理責任者〕

政務活動費に係る収入及び支出の報告書

政務活動費に係る収入及び支出の報告書

寒川町議政務活動費の交付に関する条例第9条の規定に基づき、次のとおり  
年度政務活動費収支報告書を提出します。

寒川町議政務活動費の交付に関する条例第9条の規定に基づき、次のとおり  
年度政務活動費収支報告書を提出します。

1 収入

政務活動費 円

1 収入

政務活動費 円

2 支出

科 目	支 出 額(円)	備 考
研 究 研 修 費		
調 査 費		
資 料 作 成 費		
資 料 購 入 費		
広 報 費		
広 聴 費		
事 務 費		
そ の 他 の 経 費		
合 計		

2 支出

科 目	支 出 額(円)	備 考
研 究 研 修 費		
調 査 費		
資 料 作 成 費		
資 料 購 入 費		
広 報 費		
広 聴 費		
事 務 費		
そ の 他 の 経 費		
合 計		

(注)備考欄には、主たる支出の内訳を記載する。

(注)備考欄には、主たる支出の内訳を記載する。

3 残額 円

3 残額 円

内訳  
(町に返還する額 円 へ引継ぐ額 円)

内訳  
(町に返還する額 円 へ引継ぐ額 円)